

令和2年度事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

学校法人 上田学園

1. 法人の概要

(1) 設置する幼稚園（令和3年3月31日現在）

- ・高坂幼稚園
- ・香久山幼稚園
- ・高坂こども園

(2) 当該幼稚園の入園定員、園児数の状況

・高坂幼稚園

年次	組	定員	R2.5.1 現在	R3.3.31 現在
年少	たんぽぽ	130人	20人	23人
	もも		22人	22人
	ばら		22人	22人
	さくら		21人	22人
年中	たけ	155人	30人	29人
	ゆり		30人	30人
	ひまわり		31人	31人
	さつき		30人	28人
年長	つばき	155人	28人	28人
	きり		29人	29人
	きく		29人	29人
	すみれ		29人	29人
合計		440人	321人	322人

・香久山幼稚園

年次	組	定員	R2.5.1 現在	R3.3.31 現在
0歳	ぴっぴ	12人	2人	9人
1歳	ひよこ	13人	12人	12人
2歳	あひる	24人	21人	24人
年少	きりん	86人	19人	19人
	うさぎ		18人	18人
	ぞう		18人	20人
	くま		18人	18人
年中	すみれ	87人	33人	35人
	ばら		30人	30人
	ひまわり		31人	30人
年長	ほし	87人	30人	30人
	にじ		35人	35人
	つき		30人	29人
合計		309人	297人	309人

・高坂こども園

年令	組	定員	R2.5.1 現在	R3.3.31 現在
0歳	こりす	9人	8人	8人
1歳	りす	13人	15人	15人
2歳	あひる	18人	18人	18人
年少	うさぎ	25人	29人	29人
年中	くま	35人	29人	29人
年長	ぞう	35人	27人	27人
合 計		135人	126人	126人

(3) 役員、教員及び職員の状況（令和3年3月31日現在）

・役員

役員名	定員	現員	任期
理 事	6人	6人	4年
監 事	2人	2人	4年
評議員	13人	13人	4年

・教員

	園長	教頭	教諭	助教諭	その他	合計
高坂幼稚園	1人		15人		6人	22人
合 計	1人		15人		6人	22人

・保育教諭

	園長	教頭	保育 教諭	助教諭	その他	合計
香久山幼稚園	1人		16人		24人	41人
高坂こども園	1人		18人		5人	24人
合 計	2人		34人		29人	65人

・職員

	事務職員	用務員	運転手	その他	合計
高坂幼稚園	3人		1人	6人	10人
香久山幼稚園	1人		1人	8人	10人
高坂こども園				9人	9人
合 計	4人		2人	23人	29人

●令和2年度決算書

＜資金収支計算書＞

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	161,000,000	160,181,590	818,410
手数料収入	600,000	531,000	69,000
寄付金収入	300,000	272,625	27,375
補助金収入	427,400,000	426,305,540	1,094,460
資産売却収入	0	0	0
付随事業収入	42,000,000	41,847,355	152,645
受取利息・配当金収入	30,000	11,349	18,651
雑収入	12,700,000	12,327,297	372,703
借入金等収入	17,000,000	17,000,000	0
前受金収入	6,000,000	5,680,000	320,000
その他の収入	118,734,303	118,374,031	360,272
資金収入調整勘定	-18,800,000	-18,845,844	45,844
前年度繰越支払資金	214,420,700	214,420,700	0
収入の部合計	981,385,003	978,105,643	3,279,360
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	417,260,000	411,649,754	5,610,246
経費支出	153,970,000	144,282,157	9,687,843
借入金等利息支出	2,000,000	1,793,614	206,386
借入金等返済支出	38,273,000	38,273,000	0
施設関係支出	20,100,000	19,613,000	487,000
設備関係支出	5,500,000	3,713,186	1,786,814
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	88,952,989	88,911,494	41,495
資金支出調整勘定	-13,500,000	-13,656,101	156,101
翌年度繰越支払資金	268,829,014	283,525,539	-14,696,525
支出の部合計	981,385,003	978,105,643	3,279,360

＜貸借対照表＞

令和3年3月31日

(単位:円)

科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,880,735,413	1,884,595,595	-3,860,182
有形固定資産	1,789,819,789	1,793,513,651	-3,693,862
特定資産	89,782,000	89,782,000	0
その他の固定資産	1,133,624	1,299,944	-166,320
流動資産	296,871,383	257,155,003	39,716,380
現金預金	283,525,539	214,420,700	69,104,839
未収入金	13,345,844	42,734,303	-29,388,459
資産の部合計	2,177,606,796	2,141,750,598	35,856,198
科 目			
固定負債	149,014,000	160,023,000	-11,009,000
流動負債	46,711,542	59,399,207	-12,687,665
負債の部合計	195,725,542	219,422,207	-23,696,665
科 目			
基本金	2,451,317,583	2,393,218,397	58,099,186
第1号基本金	2,405,517,583	2,360,918,397	44,599,186
第4号基本金	45,800,000	32,300,000	13,500,000
繰越収支差額	-469,436,329	-470,890,006	1,453,677
翌年度繰越収支差額	-469,436,329	-470,890,006	1,453,677
純資産の部合計	1,981,881,254	1,922,328,391	59,552,863
負債及び純資産の部合計	2,177,606,796	2,141,750,598	35,856,198

<財産目録>

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額
基本財産	1,790,358,913
運用財産	387,247,883
資産の総額	2,177,606,796
負債の総額	195,725,542
正味財産	1,981,881,254

科目	年度末
I. 基本財産	1,790,358,913
1 土地	972,195,279
2 建物	785,627,279
3 構築物	13,985,966
4 図書	5,396,873
5 機器備品	11,768,404
6 その他	1,385,112
II. 運用財産	387,247,883
1 現預金	283,525,539
2 未収入金	13,345,844
3 その他	90,376,500
III. 負債	195,725,542
1 借入金	122,020,000
2 退職給与引当金	49,782,000
3 未払金	13,656,101
4 前受金	5,680,000
5 預かり金	4,587,441
IV. 正味財産	1,981,881,254
(I + II - III)	

事業活動収支計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

区分	科目	予算	決算	差異
教育活動収支	収入			
	学生生徒等納付金	161,000,000	160,181,590	818,410
	手数料	600,000	531,000	69,000
	寄付金	300,000	272,625	27,375
	経常費等補助金	421,800,000	420,997,673	802,327
	付随事業収入	42,000,000	41,847,355	152,645
	雑収入	12,700,000	12,327,297	372,703
	教育活動収入計	638,400,000	636,157,540	2,242,460
	支出			
	人件費	420,260,000	408,661,754	11,598,246
経費	181,970,000	171,468,525	10,501,475	
徴収不能額等	0	0	0	
教育活動支出計	602,230,000	580,130,279	22,099,721	
教育活動収支差額		36,170,000	56,027,261	-19,857,261
教育活動外収支	収入			
	受取利息・配当金	30,000	11,349	18,651
	その他の教育活動外収入	800,000	682,567	117,433
	教育活動外収入計	830,000	693,916	136,084
	支出			
	借入金等利息	2,000,000	1,793,614	206,386
その他の教育活動外支出	0	0	0	
教育活動外支出計	2,000,000	1,793,614	206,386	
教育活動外収支差額		-1,170,000	-1,099,698	-70,302
経常収支差額		35,000,000	54,927,563	-19,927,563
特別収支	収入			
	資産売却差額	0	0	0
	その他の特別収入	4,800,000	4,625,300	174,700
	特別収入計	4,800,000	4,625,300	174,700
	支出			
資産処分差額	0	0	0	
その他の特別支出	0	0	0	
特別支出計	0	0	0	
特別収支差額		4,800,000	4,625,300	174,700
基本金組入前当年度収支差額		39,800,000	59,552,863	-19,752,863
基本金組入額合計		-63,873,000	-58,099,186	-5,773,814
当年度収支差額		-24,073,000	1,453,677	-25,526,677
前年度繰越収支差額		-470,890,006	-470,890,006	0
基本金取崩額				0
翌年度繰越収支差額		-494,963,006	-469,436,329	-25,526,677

(参考)

事業活動収入計	644,030,000	641,476,756	2,553,244
事業活動支出計	604,230,000	581,923,893	22,306,107

監 査 報 告 書

学校法人 上 田 学 園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

令和 3年 5月19日

学校法人 上 田 学 園

監 事

桑野克好



監 事

武藤 勝 雄



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人上田学園の寄附行為第7条の規定に従い、学校法人上田学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認め
た監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上



独立監査人の監査報告書

令和3年5月28日

学校法人 上田学園
理事会 御中

北野一郎公認会計士事務所
愛知県名古屋市

公認会計士

北野一郎 

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年10月23日付け愛知県告示第455号に基づき、学校法人上田学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人上田学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上